

# 「世界文化遺産保護条例骨子案」に係る市民意見募集で いただいた御意見と御意見に対する考え方について

2025年9月19日 日本共産党京都市議員団

日本共産党京都市議員団では、2月13日から4月28日まで、京都市世界文化遺産保護条例(仮称)の骨子案について意見募集を実施したところ、個人・団体・法人あわせ30者127件の意見が寄せられました。ご協力いただいた皆様に心から感謝申し上げます。

この度、お寄せいただいたご意見をもとに、党議員団としての検討を重ね、条例案を取りまとめました。ついては、ご意見への回答とあわせて、条例案を発表いたします。市会各会派・議員、京都市関係各局との協議に取り組み、11月市会への提案にむけて取り組んでまいります。

留意事項: 条文への具体的な反映状況は赤字で表示する。

	1 名称への意見 要旨	回答
1	良いと思います。	ご賛同いただきありがとうございます。名称は、「京都市世界文化遺産保護条例」で提案させていただきます。
2	そのままわかりやすいと思う。	
3	そのままがわかりやすくていい。	
4	そのままが良い。	
5	これでよいと思う。	
6	そのままが良い。	
7	よい。	
8	そのままでわかりやすくない。	
9	仮称に特段異議はない。	
10	文化というワードは必要ですか？	世界遺産には、文化遺産、自然遺産、両方を兼ね備えた複合遺産の3種類がありますが、「古都京都の文化財」は、17か所の寺社城で構成する文化遺産として登録されていることから、「文化」というワードを使用することが適切と考えます。
11	「古都京都の文化財」は京都市以外に宇治市、大津市の文化財も含まれている。京都市に所在する世界遺産を対象とすることは、世界遺産登録理由等理解しているとは言いがたく、法的にバランスを欠くものである。	「古都京都の文化財」は、京都市だけでなく、宇治市や大津市にもまたがって存在しているため、第3条第3項に「関係地方公共団体との緻密な連携」を明記します。同時に京都市部分にある構成資産への責任を果たすことを明確にするため、条例を提案させていただいております。
12	世界遺産「古都京都の文化財」保護条例とすべき。構成遺産は周辺自治体にも存在しており、京都市がどうこういうのは不遜である。条例で保護する世界遺産の意味付け、価値付けが理解できていない。	「古都京都の文化財」は、京都市だけでなく、宇治市や大津市にもまたがって存在しているため、第3条第3項に「関係地方公共団体との緻密な連携」を明記します。同時に京都市部分にある構成資産への責任を果たすことを明確にするため、「京都市世界文化遺産保護条例」という名称を提案させていただいております。

	前文について 要旨	回答
13	<p>条例名は本質に関わるが、もう一つの手法として、市会基本条例にあるように、前文を付けてはどうか。</p>	<p>「推薦書」「顕著な普遍的価値の言明」および今回の条例制定の趣旨を踏まえつつ、今回ご提案いただいた「人の心の中に平和のとりでを築く」とのユネスコ憲章の前文、「悠久の歴史、多彩な文化」と類似する表現、骨子で示した「損傷、破壊の脅威」とその最たるものとした「戦災」の問題、文化破壊の防止などの視点も参考に「前文」を起草しました。</p>
14	<p>(前文提案)</p> <p>ユネスコ憲章(1945年成立)の冒頭の前文は、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かねばならない」と述べている。そのつなぎ役は、全人類が人間の尊厳の維持・発展を土台に互いにつながり合い、共感し合える生活環境、コミュニティを守り、発展させることで築かれる文化であるといえる。すなわち、文化こそ「人の心の中に平和のとりでを築く」のである。</p> <p>江戸時代の儒学者・頼山陽(1781~1832)は、丸太町通りの鴨川西岸に設けた書斎の建物を「山紫水明処」と名づけたが、この「山紫水明」は東山の景色が紫色に映り、そして鴨川を流れる水の健やかさを表現したものとされる。まさに、東山と鴨川の流れの空間的なつながりこそ、京都盆地のかけがえのない特性を示す景観であることを意味しているといえる。</p> <p>つまり、この一体性を市民のつながりを高める文化として歴史的に継承されてきたのであり、その歴史的文化の伝統を維持し、心の中に平和のとりでを築き続けるように後世の人々へとつなげることこそ、今を生きる我々の責務である。まさに世界文化遺産(自然遺産を含めて)は、それぞれ保有する全人類共有の伝統的価値の源であると同時に、「平和のとりで」構築の文化であると確認すべきであることが明白である。</p>	
15	<p>これまでも貴党は市民とともに京都の良さを守ること(市民合意なき鴨川ポンデザール橋反対など)に尽力されてきたことに、信頼し賛同する。趣旨を明らかにするため、事実と道理にもとづく前文を付してほしい。市会基本条例の前文に出てくるワード「二条城」「悠久の歴史、多彩な文化」「有形・無形の伝統」などを前文にも生かせば、他会派の賛意も得やすいのではないか。特に骨子で「損傷、破壊の脅威」を記しているが、その最たるものは戦災である。せっかく平和憲法のもと戦災がないのに、「公共軽視」での文化破壊は防止せねばならない。</p>	

	2 趣旨(賛否、立法事実、条例制定の必要性)、条例制定の目的、基本理念への意見 要旨	回答
16	古都京都の文化財には千年以上の歴史がある。その歴史から見れば私のお預かりしている期間はほんのわずか。後世に伝える責任ある。	第1条に「古都京都の文化財の保全に関する施策」を「総合的に推進し、もって千年以上にわたる日本文化の中心として顕著な普遍的価値を有する古都京都の文化財を後世に引き継ぐことを目的とする」と明記します。
17	情報開示、議会の関与、審議会の設置、市民参加は重要。現状、文化財保護課が本市の「事前協議制度(景観レビュー制度)」に参加するものの、そのほかの審議会などには参加していないとしている現状は、制度の改善を求める。	<p>第18条において、世界文化遺産保護審議会を新たに設置するとともに、第15条で京都市から同審議会および市会に世界遺産の保存管理状況について報告する義務を明記します。</p> <p>市民等は、市の措置に不服がある場合、同審議会に申し立てを行うことができること、同審議会が「市長・文化庁長官等に建議することができる」ことも明記し、世界遺産保護行政の充実をはかります。</p> <p>第4条第2項に「古都京都の文化財の保全に関する施策を推進するための体制を整備する」ことを明記します。</p>
18	旧湯布院町(現・由布市)では、高さ制限だけではなく、ホテルやマンションを建てるために周辺住民の合意が必要という独自条例をつくり湯布院温泉(湯布院温泉郷)を守っている。	由布市では「潤いのある町づくり条例」によって、開発事業、建築及び特定工作物の建築について、まちづくり方針との調和、計画の事前公開および事前協議、説明会の開催、近隣関係者等の理解などを起業者に求めることで、開発を抑え、魅力ある「潤いのあるまちづくり」を進められています。第9条に「良好な景観の形成及び自然環境の保全を図るために必要な措置を講じる」ことを明記し、様々な既存の規制を堅持するとともに、更なる規制を強化する場合には、世界遺産保護の観点から総合的な検討を行います。
19	アピールだけに過ぎない。	骨子案を示すだけでなく、正式に条例提案を予定しております。引き続き、ご意見をお聞かせください。
20	具体的な施策として挙げているのは、現在の取り組みしかない。新たなもの、充実させるものの記載がなく、中身がない骨子案である。	「具体的な施策」については、ご指摘の通り、すでに実施している施策も含まれますが、それぞれを条例に明記することで、一過性の取り組みではなく世界遺産保護の観点から系統的に取り組む施策へと位置付けを高めます。加えて、新たに「世界文化遺産保護審議会」の創設(第18条)も条例に盛り込みます。
21	具体的な施策ですら、具体性に欠くため、条例化する意味がわからない。	

22	条例で具体的にどのような制限が課せられるか不明な形での意見募集であり、不備かつ意味のない意見募集である。	本条例においては、新たな規制や誘導策を直接的に定めるものではありませんが、 <b>京都市の責務として「古都京都の文化財の保全に関する施策を総合的に策定・実施する責務」(第4条)を明記し、本市の施策そのものに世界遺産保護の観点</b> が位置付けられるという効果が期待できると考えます。 <b>第9条に、「本市は、構成資産の所在地等の良好な景観の形成又は自然環境の保全を図るために必要な措置を講じる」と明記</b> することで、世界遺産保護の観点から現行の取り組みを補強します。
23	理念的な言葉ばかりが並べ立てられているのみで、趣旨がよく分からない。	<b>第3条に「基本理念」を定め、第4条～第6条において「市の責務」「市民及び来訪者の役割」「事業者等の役割」を明記し、古都京都の文化財の保全に関する施策の基本となる事項を定める</b> という趣旨で提案しています。
24	世界遺産を保護していきたい。ありがとうございます。	ご賛同いただきありがとうございます。既存の法令等だけでなく、新たに京都市独自で条例を制定することで、法的根拠を強固にすること、市自身の責任を明確にすること、市民参加の仕組みをつくることによって、世界遺産保護の力になると考えます。
25	世界遺産を守る法律をつくり、しっかりとした決まりをつくっておくことは必要。	
26	守ってくださいというだけではなく、条例でルールとして決まっているほうがいい。	
27	理解できる。	
28	賛成。	
29	バッファゾーンが守られるために賛成。銀閣寺HPには「哲学の道は門前にある桜ホテルの美しいところ」とあり、世界遺産・銀閣寺と哲学の道は一体不可分と言える。	
30	京都市の世界遺産保護の熱を冷めさせないように、改めて意思表示をすることはとても大切だと思う。	条例制定によって、世界遺産保護への決意を示すとともに、「 <b>市の責務」(第4条)、「市の施策の実施に当たっての配慮」(第8条)</b> などを明らかにすることで、世界遺産保護行政の実効性を高めることにつながると考えます。
31	補足資料として、他都市の条例のなかで、代表的な先進例を数例あげることによって説得力を持たせてほしい。	日本国内に世界遺産に関わる条例が数多く存在します。今回、山梨県世界遺産富士山基本条例などを参考にしています。

32	市内で生じている世界遺産保護の課題は条例が必要な理由として記載されているとしたら、別に囲んで記載の方がよいのではないか。	仁和寺門前でのコンビニエンスストアやガソリンスタンド計画を撤退させたのは、市民運動の成果と考えますが、ホテルの特例許可をめぐる動きについては、既存の法律では緩衝地帯の保全が十分でないことが示されました。それらの課題解決のために今回条例を提案しています。
33	住民参加により解決された事例に仁和寺緩衝地帯云々とあるが、正確ではないと思われる。	
34	仁和寺門前での動きについて、「住民運動によって…『包括的保存管理計画』にも紹介されています」とする記述について。包括的保存管理計画の原文では、当該地域での経過が美しくまとめられているが、私自身はそのまま受け止めることはできない。まちづくり協議会の結成、特例前提のホテル計画の具体化、京都市の宿泊施設拡充・誘致方針と上質宿泊施設誘致制度の策定が、ほぼ同時進行の動きであることは裁判でも指摘しているところである。宿泊施設拡充・誘致方針については、方針案と制度策定に当たった部署とその経過を示す会議議事録を公文書の情報公開請求をしたが、「方針案と、パブコメ・市民意見のまとめ、制度とリーフの写し」が示されただけであった。	
35	2007年9月に新景観政策が施行されたが、昨今京都市は経済活動を優先した開発に向け政策をシフトしている。周辺部の高さ規制・容積率の規制緩和が、みなが暮らしやすいまちに繋がるものではない。また、この政策転換が新景観政策で謳われた「100年後も光り輝く京都」に繋がりが得るのか疑問でしかない。	新景観政策は、京都の景観や住環境を守るために重要な役割を果たし、かつ、世界遺産を保護する上で重要な機能を果たしているものであり、この間の規制緩和は是正すべきと考えます。
36	仁和寺門前をはじめ、文化遺産周辺で進行するまち壊しは、高度経済成長期と違い、京都市行政自らが旗振り役となり、本来誘致できない用途・規模の建物を建設するという構図である。全ては法的手続き、都市計画法や建築基準法の枠組内で行われていることが大変問題であり、法律を守っているだけではまちなみは守れないことを示している。世界文化遺産のバッファゾーンであっても、緩衝地帯としての機能を果たさないことがよくわかった。既存の法的規制では守れない以上、今回提出予定の条例案に期待する。	この間京都市では、本来は原則禁止のはずの用途・建物を行政自身が「特例」により認めるといった事例が相次いで起こっています。市独自の条例制定によって、世界遺産保護に対する市の姿勢を改めさせる必要があると考えます。
37	市長権限による「但し書き許可」は問題。	
38	保護が課題と騒いでいるのは共産党だけだと思います。	世界遺産の保護をめぐるっては、多様な市民、団体から、請願・陳情が提出されています。過去には総務省からも、「世界文化遺産の保存・管理等に関する実態調査に基づく勧告」が示されています。

39	また新たな条例ができ、制約が増えることを懸念する。	京都市においては、様々な景観保全のための施策とともに、乱開発を阻止する住民・市民運動によって、低層で落ち着いた街並み、大都市でありながら空と山の見える風景が保たれてきたと考えます。また、そのことが歴史都市・文化都市としての魅力を向上させてきました。今回の新たな条例制定が、より一層、街の健全な発展につながるものと考えます。
40	世界遺産保護のために規制強化するなら全面的に反対。都市全体が世界遺産といえる京都の街が健全に発展しつつ、その価値が守られることが必要。近代都市京都が歴史都市の側面を持ち続けるには、古都京都の文化財でしか語ることができない。その点に触れられていないのは荒唐無稽で現実を見ていない。	
41	京都には世界遺産と同等の価値の高い文化財があるにもかかわらず、これを除外した条例制定は意味がないのではないか。世界遺産を対象に条例を立案するにあたって、すべての文化財所有者、バッファゾーンに住む住民等、市や国等の行政関係者への事前了解が取れているのか疑問である。	世界遺産保護行政をめぐることは、世界遺産条約の趣旨を踏まえた基本法が存在しないため、市独自の条例制定が必要と考えています。とりわけ、第2条では「構成資産の所在地等」として、構成資産、緩衝地帯にとどまらず、それらすべての構成資産を包摂する形で三方を取り囲む山々の自然的・歴史的環境の保全、高さ制限などがなされる「歴史的環境調整区域」を保全することを明記しました。条例制定は「世界遺産と同等の価値の高い文化財」の保全にも積極的な効果をもたらすと考えます。条例提案にあたっては、今回のパブリックコメントをはじめ、文化財所有者、行政関係者への意見聴取や市民への説明会にも取り組みます。

3 京都市の責任、市民・来訪者の役割、事業者の役割 要旨		回答
42	市民及び来訪者の役割に「住民」も入れたい。	今回の条例提案においては、「住民」という意味も含め「市民」という言葉を使用しています。
43	条例の詳細検討には本来の意味での市民参画が必要。有識者や市政OB等でなく、運動団体に関わる市民、景観政策、まちづくりに関わる専門家などを加え、議論できる場(条例検討市民会議)がほしい。	今回はパブリックコメントを通じて意見聴取をさせていただきました。引き続き様々な市民のみなさん、専門家のみなさんからの意見聴取を行います。
44	市民からの申立については、京都市の居住実態が一定期間以上確認できる者に限るべき。	第16条で世界文化遺産保護審議会への「市民等の申し立て」の制度を明記しますが、申し立てできる「市民等」について、特に条件は規定していません。世界遺産という性格上、なんらかの条件を定めることは適当ではないと考えます。
45	事業者も責務があるのではないか。具体的な施策には良好な景観の形成に重きをおいてほしい。担当部署の十分な連携が都市計画、景観行政において不足している。来訪者の集中はもうすでに度を越している。市民生活が脅かされ、市民が諦めている現状は異常と認識してほしい。	開発による景観や住環境の破壊や、来訪者の過度な集中による住環境の悪化は、世界遺産を守る上でも課題であると考えます。第6条で、事業者に対し「良好な景観形成及び自然環境の保全」などの市の施策への協力を求めるとともに、第4条で「市の責務」を定め、具体的施策としても「良好な景観の形成及び自然環境の保全を図るための必要な措置」(第9条)、「来訪者の集中による影響の防止」(第11条)など、京都市の責任を明記しました。

46	審議会設置に当たっては、包括的保存管理計画策定に関わった部署など、下記の京都市等の関係部署が関与すべき／市文化財保護課／市景観政策課／市風致保全課／市消防局予防課／府文化財保護課／文化庁文化資源活用課／日本イコモス委員を含む専門家など	第4条第2項に「市の責務」として「古都京都の保全に関する施策を推進するための体制を整備する」ことを明記します。
47	相続税対策のために空き家を売却せざるをえなくなり、その結果大規模な開発になるケースがある。なんとかならないか。	所有権が変わることによる土地利用の在り方の激変は世界遺産保護にも大きな影響を与えると考えます。第6条で、事業者に対し「良好な景観の形成及び自然環境の保全」などの市の施策への協力を求めるとともに、第9条で「市は、構成資産の所在地等の良好な景観の形成及び自然環境の保全を図るための必要な措置を講じる」と明記しました。
48	外国人が土地を買うのを制限できないか。	土地や建築物の所有者の国籍・居住地にかかわらず、古都京都の文化財の保全に協力していただく必要があると考えます。そのため、第6条第2項に、「建物・土地所有者」についても事業者と同様に「施策に協力するよう努めるものとする」と明記します。

	4-1市の施策の策定にあたって世界文化遺産の保護を配慮 要旨	回答
49	「配慮」というあいまいな表現ではなく、文化遺産の緩衝地帯については「公共の理にかなう理由があり、然るべきプロセスを経る」などの手続きを行わない限り、但し書き等の緩和措置は認めるべきでない。	但し書き許可による規制緩和措置は認めるべきではないというお考えについては、同意見です。第8条で「施策の実施などに当たっての配慮」、第9条で「良好な景観の形成等」を市の責務として明記することで、「但し書き許可」の濫用への歯止めとなると考えます。
50	文化遺産周辺での大規模な土地取得への規制（資本や事業内容の確認）	条例では、土地取得への直接的な規制はできないものの、第6条で事業者に対して「古都京都の文化財の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする」と明記します。

	4-2良好な景観の形成等 要旨	回答
51	世界遺産条約批准後も、既存の都市計画法などの法令による文化遺産の保護へのアプローチがされているが、強化のポイントは都市計画のコントロールである。どのように市民の理解を得るのか	第9条に、市は「良好な景観の形成及び自然環境の保全を図るために必要な措置を講じる」と明記することで、都市計画を定めるにあたって本条例の趣旨を尊重する責務が生じると考えます。都市計画を変更する場合には市民の理解を得て進めることが必要だと考えます。

52	仁和寺ホテルのように、一企業が利益のために住環境を壊す建築基準法の但し書きによる許可を京都市が誘導するのは論外で、都市計画法の地域指定に則り運用するべきである。	仁和寺門前ホテルで行われたような建築基準法による「但し書き許可」は、世界遺産保護の観点からは、重大な現状変更であり、認めるべきではないと考えます。第9条で「良好な景観の形成等」を市の責務として明記することで、「但し書き許可」の濫用への歯止めとなると考えます。
53	京都市眺望景観条例では、事前協議(景観デザインレビュー)制度が義務付けられているが、事業者聞き取りが前提となっており、事前協議が形骸化している。視点場についても、京都市の景観を守ることを強調していたが、大切なボリュームは、度外視されている。市長が認めるものについては、除外されており、眺望景観を守るものになっていない。	眺望景観創生条例の運用について、事前協議(景観デザインレビュー)制度や、新たな視点場など眺望に関する市民提案制度の運用に課題があることは認識しています。第8条で「市の施策の実施に当たっての配慮」、第9条で「良好な景観の形成及び自然環境の保全を図るために必要な措置を講じる」と明記することで、世界遺産を保護する観点から眺望景観創生条例の運用を充実させます。
54	遺産所有者自身が周辺の隣接地などを購入し、景観の破壊に対抗せざるを得ない。	本条例では、文化遺産の周辺土地について新たな規制を盛り込むものではありませんが、第8条で「施策の実施に当たっての配慮」、第9条で「良好な景観の形成及び自然環境の保全を図るために必要な措置を講じる」と明記します。さらに、第6条で事業者に対して「京都京都の文化財の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする」と明記します。
55	都市計画法や建築基準法の枠組みで緩衝地帯の役割を果たしていない。文化遺産の周辺土地について、規制を強化すべき。	
56	課題や事例は、世界遺産でなく、都市計画の問題であり、都市計画上の問題として解決すべきである。	世界遺産保護と都市計画は密接にかかわっていると考えます。今回の条例提案では、直接的に都市計画を変更するものではありませんが、既存の都市計画の枠組みを尊重しつつ、その運用や改変にあたり、世界遺産保護の観点を補強するものです。
57	都市の発展と文化財の保護という二律背反をどのように調整するのが最も重要である。それらはすでに都市計画上で調整されようとしていることであり、(もちろん十分でない部分もあるが)どこまで守るのか。何が大切なのかを議論することが求められる。	
58	京都市内一円どこから見ても五山の送り火が見えることが肝要である。	地上や家々からの「五山の送り火」の眺望は京都市民にとって大変大切なものであり、個々の歴史ある建物だけではなく、面で景観と住環境を守ることが大事であると考えます。第9条で「良好な景観の形成及び自然環境の保全を図るために必要な措置を講じる」と明記することで、世界遺産を保護する観点から新景観政策を充実させます。
59	個々の建物を守っても京都は守れない。	
60	開発の規制を盛り込むべきと思う。	

61	現行法規制よりも立地制限を課すことを目的に条例制定をしようと考えているのであれば、私権の制限を課すことの重みをもっと踏まえるべきだ。	新たな立地制限を課すことを目的とした条例提案ではありません。土地利用や景観をめぐってはすでに様々な私権制限を伴う措置が講じられていますが、その制限があることによって、制限される当事者も含むすべての市民にとっての良好な京都の景観と住環境が守られていると考えます。今回の条例では新たな私権制限を課す条項を示していませんが、 <b>第9条において「良好な景観の形成及び自然環境の保全を図るために必要な措置を講じる」と明記することによって、</b> 今後の都市計画行政において、より古都京都の文化財の保全が位置付けられることとなります。
62	私権制限の重大性をもっと理解してほしい。	
63	当該条例は、市内景観問題に端を発するものと理解している。しかし、京都市の景観政策はすでに国内外からも高い評価を受けている。仮に、御党が景観政策に意見することを目的に、世界遺産制度から条例立案することは、著しく偏った条例になり、御党の政策立案能力に疑問がつくと考えられる。世界遺産条例でなく、市内景観全般の観点から検討してはいかがか。	古都京都の文化財の世界遺産登録にあたっての推薦書(日本政府)では「全ての文化資産を包括する形で、三方を取り囲む山々の自然的・歴史的環境の保全、及び、市街地の工作物等の高さ制限等がなされている区域が広範に設定され、京都の歴史的風致景観と都市開発などの調和を図っている」とし、構成資産・緩衝地帯の外側に広がる歴史的環境調整区域の重要性を強調しています。この考え方は新景観政策にも引き継がれていると考えます。本条例案においては、本市が様々な施策を行うにあたり、 <b>世界遺産登録時に国が世界委員会に提出した「歴史的環境調整区域」に改めて光を当てる(第2条)</b> とともに、京都市に、 <b>あらゆる施策の実施にあたり世界遺産保護のために「良好な景観又は自然環境の保全について配慮する」こと(第8条)、「良好な景観及び自然環境の保全を図るために必要な措置を講じる」(第9条)ことを義務付けています。</b> 本条例制定は、国内外から高い評価を受けている新景観政策を補強するものでもあります。
64	先祖から受け継いだものを大切に次世代に引き継ぎたい。京都は山紫水明、三方を山で囲まれた地形であり、その基本を守ってほしい。	
65	金儲けの論理にまけない論理を。京都が京都でなくなったら観光客も来ない。	
66	まちを面で守ってほしい。	条例に「構成資産」や「緩衝地帯」とどまらず、それらを包摂する「歴史的環境調整区域」を対象範囲として定義し(第2条)、「良好な景観の形成及び自然環境の保全を図るために必要な措置を講じる」(第9条)と明記することで、面的に調和のとれたまちづくりをすすめます。

	4-3 古都京都の文化財の構成する個々の文化財の適切な保存等 要旨	回答
67	世界遺産の現状変更に関してバリアフリーはどこまで許可されるか。基準はあるのか。	文化財保護法により、資産本体のバリアフリー化については現状変更届が認められれば可能です。文化財保護課が個別に相談に応じ、地形や景観を損なわず、かつ、可逆性(元に戻せる)のある形での設置が条件となっています。なお、 <b>第10条に「構成資産の適切な保存及び管理を図るために必要な措置を講じる」と明記します。</b>
68	文化財に指定されたら手が入られないという話をきくがどうか。	文化財保護課が個別に相談に応じ、地形や景観を損なわず、かつ、可逆性(元に戻せる)のある形であることを条件に手を入れられることになっています。 <b>なお、第10条に「構成資産の適切な保存及び管理を図るために必要な措置を講じる」と明記します。</b>
69	構成資産の凍結保存を優先するがあまり、建具等の更新にあたって厳しい規制がかかっている。世界遺産としての価値を損なわない範囲での宗教行事としての内装の改修や差し替えは認めてもらいたい。	古都京都の文化財の多くは宗教建築としての価値を認められて登録されており、その宗教活動が尊重されなければならないと考えます。第18条で新設する「世界文化遺産保護審議会」への「申し立て」については「市民等」が行えることとし、資産所有者からも「申し立て」を可能とします。(第16条)世界文化遺産保護審議会は、世界遺産保護の観点から検証し、必要と判断すれば、市長のみならず文化庁長官等に対しても建議できるようにします。
70	防火・防犯対策、とりわけ防火に力を尽くしている。2km以内で火事が起これば、飛び火による火災を警戒し、放水している。放水訓練も実施している。	世界遺産に登録されている資産に関して、その防火・防犯は非常に重要であると考えます。 <b>第10条に「構成資産の適切な保存及び管理を図るために必要な措置を講じる」と明記し、取り組みを進めます。</b>
71	車椅子の方も増えているが、砂利道もあるが、「現状変更してはダメ」ということも言われる。どうすればいいのか。どうしても高齢者多いのでつまづいてしまうケースがある。	文化財保護課が個別に相談に応じ、地形や景観を損なわず、かつ、可逆性(元に戻せる)のある形での対応であれば現状変更は可能です。なお、 <b>第10条に「構成資産の適切な保存及び管理を図るために必要な措置を講じる」と明記します。</b>
72	いつまで建物が耐えられるか。大規模修繕が必要になる時期も来ると思う。木造なのでどうしても痛む。ぜひ、本物を体験してほしいと思うが、団体でも人数制限をして公開している。	保存と活用のバランス、および維持管理は極めて重要な課題であり <b>第10条に「構成資産の適切な保存及び管理を図るために必要な措置を講じる」と明記します。</b>
73	観光寺院のように思われているが、信仰の場でもある。	古都京都の文化財の多くは宗教建築としての価値を認められて登録されており、その宗教活動が尊重されなければならないと考えます。

74	伝統的建造物を守る上で鳥獣被害は深刻な課題です。	古都京都の文化財は周辺の自然環境と深く結びついて存在しているだけに、自然との共生と文化財保護の両立は極めて重要であると考えます。第10条に「構成資産の適切な保存及び管理を図るために必要な措置を講じる」と明記し、系統的に取り組みます。
75	強風で倒れた木々や竹の撤去、森林の再生は大変であり費用もかかる。	

	<b>4-4 来訪者の集中による影響の防止 要旨</b>	回答
76	マイカーでのアクセス制限、観光バスが路上駐車し観光客の乗降をさせる制限行為などを定めるべき	京都市内へのクルマの流入を抑制するとともに、観光バスの路上駐車対策も重要と考えます。そのため、第11条に「来訪者が集中することによる古都京都の文化財の保全に対する影響を防止するために必要な措置を講じる」と明記し、系統的に取り組みます。
77	京都のオーバーツーリズム対策の具体化は、世界遺産とその周辺だけではなく、京都全体で取り組むべき課題だと思う。世界遺産を含めて京都が観光消費財とされ、住民が安心して過ごせない。新たな宿泊施設の抑制、新景観政策の順守を。	現在、京都市の受け入れ可能な容量を超える観光客が集中していると認識しています。これ以上の来訪者の集中を回避するためには、宿泊施設の立地や総量を規制するべきと考えます。第11条に「来訪者が集中することによる古都京都の文化財の保全に対する影響を防止するために必要な措置を講じる」と明記し、系統的に取り組みます。
78	公共交通機関の充実と道路整備、バリアフリーで歩きやすいまちにするには？市バス運転手への手厚い仕事環境対策など…。観光公害をどうくい止めるかは叡智を集めて本気で対策する必要がある	公共交通機関の充実と、歩きやすいバリアフリーの道路整備は必要と考えます。バス運転手の処遇改善も必要と考えます。同時に「観光公害」とご指摘されている点については、京都市の受け入れ可能な容量を超える観光客が集中し、市民生活への影響が出ていると認識しています。これらの課題解決のためには、分散化などの対症療法では限界があり、これ以上の来訪者の集中を回避するため宿泊施設の立地や総量を規制するべきと考えます。そこで、第11条に「来訪者が集中することによる古都京都の文化財の保全に対する影響を防止するために必要な措置を講じる」と明記し、系統的に取り組みます。
79	観光客を分散することを提唱する向きもあるが、現状そのレベルで解消出来る様な人数ではない。誰もが利用しやすい公共交通を目指し、様々な交通系電子マネーに対応するようになっていくが、敢えて、熊本のように脱Suica系交通ICを掲げ、ローカルICに限定してしまっただろうか？当初は混乱することは目に見えるが、「移動しにくい京都」で観光抑制を図る位でないと、もはや絶対数の削減など出来ない。	現在、京都市の受け入れ可能な容量を超える観光客が集中し、市民生活への影響が出ていると認識しており、分散化だけではこの課題解決は困難であると考えます。これ以上の来訪者の集中を回避するため宿泊施設の立地や総量を規制するべきと考えます。第11条に「来訪者が集中することによる古都京都の文化財の保全に対する影響を防止するために必要な措置を講じる」と明記し、系統的に取り組みます。

80	観光客を制限しつつ、市民生活に外国の人が触れる仕掛け、住民との交流が必要。	宿泊施設の立地や総量を規制して、観光客を抑制することで、住民の生活との調和がとれた観光を実現する必要があると考えます。そのため、 <b>第11条に「来訪者が集中することによる古都京都の文化財の保全に対する影響を防止するために必要な措置を講じる」と明記し、系統的に取り組みます。</b>
----	---------------------------------------	--

4-5保全に関する学習の機会の提供等 要旨		回答
81	緩衝地帯を含めた景観、周辺の自然に価値を見出せる感性を育むことが重要です。何世代にもわたって続くように、皆で守っていこうという気持ちが大切。	第12条に「市民、来訪者等が、古都京都の文化財の有する顕著な普遍的価値についての理解を深め、及び古都京都の文化財の保全に関する意識を高め」、世界遺産の保全に関する活動が促進されるように、「学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講じる」と明記します。
82	住民への啓発は大事だと思う。シンポジウムの開催などで学習機会を増やす。バッファゾーン(緩衝地帯)の住民に、バッファゾーンの範囲と世界遺産保護条例をわかりやすく説明した冊子を配布し、地域の一員であるという自覚、認識をはかっているかどうか。	
83	この項目に書かれていることが抽象的でわかりづらい。これらの取り組みがどのように保全に繋がるのか。子どもたちに京都の観光資源に対し学習してもらうことは未来への投資という意味でとても良いと考える。	
84	多くの人に伝える場合は、わかりやすい表現がよいと思います。	
85	漢字にルビを振った方が、多くの人に読んでもらえていいと思います。	
86	観光客のマナー違反による悪影響が増加しており、対策を強化する必要がある。	
条文そのものに関しては専門用語にならざるを得ませんが、 <b>第12条に「情報の提供に当たっては、子どもを含むあらゆる人にやさしい発信に努める」と明記します。</b> 条例提案にあたっては「やさしい版」を作成して情報発信します。		
文化財を保護する上でもその文化財を取り巻く環境を保全する上でも啓発や学習が重要と考えます。 <b>第12条に「情報の提供に当たっては、子どもを含むあらゆる人にやさしい発信に努める」(第2項)こと</b> で、あらゆる国籍・世代の人々が世界遺産のまち京都を深く理解し、住民生活と調和のとれた観光となるよう来訪者をサポートします。		

4-6情報開示及び議会の関与、審議会の設置、市民参加 要旨		回答
87	「有識者会議」という場で、市民には明らかにされないプロセスで物事を決めすぎだと感じている。なぜ、はじめから市民団体、まちづくり団体などを巻き込んでより良いものにしようとするのか。申し立てがあれば検証するというスタンスではなく「ワークショップ」方式で市民意見をとりいれてはどうか。	現状においては、世界遺産保護の観点から市民の見える場で世界遺産保護について検証することになっていません。そこで、 <b>第18条において世界文化遺産保護審議会を新設することによって、市民に見える形で世界遺産の保存管理状況について検証できるようにします。</b> また、個別の政策を具体化する段階で市民意見を反映させる方法の一つとして「ワークショップ」方式を取り入れることは有効と考えます。

88	市民等からの申し立てがあれば検証するというのはいらない。何でもかんでも文句を言うだけ。	市民等からの多様な意見は大切であると考えます。申し立てがあれば、それぞれの意見を「世界文化遺産保護審議会」や市会の場において、世界遺産保護の観点から市民に見える形で検証します(第18条)。また、審議会に対して、市民等が第16条「古都京都の文化財の保存管理状況に関する申し立て等」、第17条「構成遺産の追加登録に関する要望の申し立て」を可能とする規定も盛り込みました。これらの規定は、世界遺産委員会が、2012年に京都で開催された世界遺産条約採択40周年記念最終会合で地域社会を関与させることによって遺産の文化的文脈や歴史を振興することが望ましいとした方針とも合致するものと考えます。
89	情報開示～の箇所が肝のように見えるが、市民、議会と都市開発の反対者ばかりが意見を申し立てるような制度を作りたいように見える。	
90	審議会が形骸化している。市の計画に何でも賛成になっている。構成員の見直しが必要だと思う。	世界遺産条約および作業指針に依拠して本条例を運用するため、世界文化遺産について専門的な知見を有する専門家も含めた世界文化遺産保護審議会を設置します(第18条)。世界文化遺産委員会は、市民等からの申し立てがあれば、それを検証する」とともに、「市民等の意見を聴取、又は、専門家等の意見を聴取する公聴会を開催することができる」という規定を追加し、市民参加を充実させます。専門家の公平な選考方法については、選考する他都市の事例なども参照すべきと考えますが、設置主体となる執行機関に委ねることとしています。
91	審議会、有識者という言葉は信用できない。	
92	まちづくり協議会との「合意」が計画推進の根拠とされるが、京都全体見渡せる権限をもった専門家の集団として審議会となるようにしてほしい。	
93	世界遺産条約履行のための作業指針に準拠した運用を図ること。専門家による世界遺産審議会については開発にお墨付きを与えるだけの条例にせず歯止めの手立てを講じること。対象となる事業に関して、利害関係のあるものが委員である場合には、当該事業に関しては、審議会の場から退出するようにすべきである。専門家の公平な選考となるように先進例があれば反映してほしい。	
94	市民はパブコメに協力しても、政策に反映されないのではないかと。それではコメントしづらくなる。	市長から世界遺産の保存管理状況等について市会や世界文化遺産保護審議会に報告(第15条)され、公開の場で議論・検証がなされること、かつ、市民自身も第16条・第17条において必要な場合は申し立てが可能となります。また、学習機会の提供(第12条)や市民の自発的な活動の支援(第13条)が行われます。本条例制定により、市民意見の反映はもとより、世界遺産保護に関する住民参加は大きく前進する条件を開くものと考えます。
95	審議会設置は市民参加の仕組みの保障と両立できるのか。形だけの市民参加では意味がない。	第18条で新設する世界文化遺産保護審議会には市民等からの申し立てがあれば、それを検証するとともに、必要があれば「市民等の意見を聴取、または、専門家等の意見を聴取する公聴会を開催することができる」という規定を設け、市民参加を充実させます。
96	市民が、歴史的遺産や景観に対する理解を深め、保存のためのプロセスに積極的に参画していく事は重要ではあるが、その際、一部の代表者のみならず、より多くの市民が参加することになるよう多面的に検討してほしい。	

97	世界遺産保護行政の強化・検証・見える化、市民参加が必要な点は基本的に賛成だが、市民参加をどのようにはかるのかは検討が必要。仁和寺門前のホテル計画では、「広い範囲の住民を対象に説明を」という申し入れをおこなったが聞き入れられることはなかった。	世界遺産保護のために近隣住民や市民が声をあげても、それが各機関の審議に十分反映されない実態がこの間起こってきたと考えます。市長から世界遺産の保存管理状況等について市会や世界文化遺産保護審議会に報告(第15条)され、公開の場で議論・検証がなされること、かつ、市民自身も第16条・第17条において必要な場合は申し立てが可能となることから、世界遺産保護の観点からの市民の声が施策に反映されやすくなると考えます。
98	2023年3月策定の「包括的保存管理計画」の検討委員の一人が、仁和寺門前での特例によるホテル計画で、専門家(上質宿泊施設誘致制度における候補選定の有識者会議委員、京都市美観風致審議会委員)として京都市と事業者にお墨付きを与えている。審議会では市民団体の「市は世界遺産センターへの報告を怠っている」との申し入れに「国がするもの」として審議を封じた。このような人事が、開発優先につながっているのではないか。	
99	議会の関与については、裁決をせず、報告・意見聴取・議論・市民への公開の場とするのが良い。	第15条では、市長は、世界遺産の保存管理状況について、定期的に市会に報告するものとする義務付けています。多様な民意を反映するのが議会の役割であり、議会の関与は世界遺産保護の観点からも非常に重要と考えます。
100	大文字を登録資産に追加すること。金閣寺の資産範囲に左大文字および北山殿街区跡全体に広げること。北山大塔を遺跡指定すること。	世界遺産の資産範囲の拡大については日本政府を通して提案し世界遺産委員会で承認される必要があります。第17条に、「市民等は構成遺産の追加登録に係る要望を世界文化遺産保護審議会に申し立てることができる」と明記し、検証の結果、審議会が必要と判断すれば市長・文化庁長官等に建議できるようにします。その過程において、当該地の関係者はじめ市民的な合意と機運醸成が必要と考えます。
101	明治初期のものをもっと世界遺産に指定して守るべき。	
102	妙心寺はなぜ世界遺産に選ばれなかったのか。今の世界遺産はどういう基準で選定したのか。	
103	二条城を指定するなら神泉苑は入っていないか	
104	今般の条例提案は時宜にかなった提案であり歓迎する。北陸新幹線の京都延伸計画は、京都仏教会が「千年の愚行」と指弾したように京都が京都でなくなる計画であり、「古都京都の文化財の保全」するため、京都の地下の巨大トンネルなど大型工作物の建設を止めさせる必要がある。ついで、条例に「大深度地下使用法の適用を除外する」を加えてほしい。	現在の北陸新幹線の京都地下延伸計画の2ルート案は、文化財とりわけ世界遺産に影響を与える重大な現状変更であると考えます。今回の条例において、大深度地下使用法の適用除外は記載できませんが、市民等から「申立て」が行われ、その検証の結果、世界文化遺産保護審議会が必要と判断すれば市長・文化庁長官等に建議できる(第18条)ようにします。
105	北陸新幹線京都地下延伸計画は、世界遺産に影響する問題ではないか。	現在の北陸新幹線の京都地下延伸計画の3ルート案は、文化財とりわけ世界遺産に影響を与える重大な現状変更であると考えます。2025年5月市会で賛成多数で可決された「大深度地下トンネルルートへの反対決議」においても、歴史的・文化的建造物への影響に関する懸念が表明されています。

	<b>4-7市民などの自発的な活動を促進するための措置 要旨</b>	回答
106	市民はいつでも自発的に意見を出している。市民の声を聞く姿勢を求める。	第13条に、市民の活動に敬意を表して「市民等の自発的な活動を促進するための措置」について、「促進」ではなく「支援」という表現に改めません。
	<b>4-8巡視の実施など 要旨</b>	回答
107	骨子案で巡視の実施と提案されているが、これまで、巡視はしていないのか。	世界遺産所有者からの現状変更届に応じて現場等の確認を行っていますが、計画的な巡視は実施されていません。第14条に「古都京都の文化財の保全に関する施策を適正に実施するために必要な巡視を行う」こと、そのための「体制を整備する」ことを明記します。
108	文化財保護専門職の育成、待遇改善も自治体の課題と位置づけるべき。	世界遺産保護を進めるうえで、文化財保護の専門職の育成、待遇改善は、行政の責任と考えます。ご指摘の点も踏まえ、第14条の条項は「巡視の実施及び調査研究等」とします。第14条第3項に「専門職員を育成する」ことを明記します。
109	金閣寺境内の「南池跡」とする間違った「説明板」の撤去。	ご意見に関しては、専門的な見地からの検証が必要と考えます。なお、第14条第2項に「本市は、古都京都の文化財に関する調査研究その他の古都京都の文化財の保全に関する施策の策定及び適正な実施に必要な調査研究を実施する」ことを明記します。
	<b>4-9財政上の措置 要旨</b>	回答
110	建築物にかかわる修繕費用については国の補助制度があるが、庭の維持管理費用については一部対象外となっている。	庭の維持管理も含め世界文化遺産の保護に必要な予算を確保できるよう国に求めます。第17条に「古都京都の文化財の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じる」と明記します。
111	国宝や文化財に関わる建物の改修や、庭園維持に莫大な費用が必要となる。	
112	森の再生を行うために倒木の撤去を行っている。毎年の台風等の被害により、大量の倒木が生まれ、多大な費用かかる。	
113	㊸保護のために公的なお金を使えるような文言を入れてはどうでしょうか？	
114	近年の社寺を中心としたまちこわし、開発への傾倒は、文化財保護に対する公的支援の不足が引き金になっているのではないか。社寺単独では文化財保護を行うことができず、建物などの最低限の維持のため、敷地を定期借地に出したり、切り売りする事態が発生することになるのではないか。	
	<b>5 その他条例全般について 要旨</b>	回答
115	積極的に賛成します。	ありがとうございます。本条例を制定することで、より多くの市民・来訪者・事業者の皆さんの世界遺産への理解とご協力を期待しております。
116	世界遺産について学ぶ機会となりました。	

117	ぜひとも多数派形成によって市としての立場を確立させてください。	市会各会派・議員の皆さんとも十分意見交換を重ね、条例制定に力をつくします。
118	共産党だけでなく超党派で作業して条例を制定されることを望みます。署名活動やチラシの配布してほしい。	条例案を各会派・議員にもお示しし、協議に臨みたいと思います。党議員団としても今後具体化をはかります。
119	冊子だけではわかりにくいいため、各地での説明会を開く必要があると思います。	今回の意見募集にとどまらず、条例案発表後も、説明会開催など、幅広い皆さんとの意見交換に力をつくします。
120	超党派で本条例を制定してほしい。	ありがとうございます。実現に向け努力します。
121	条例策定の過程で、世界遺産の追加登録に取り組みつつ、条例制定の趣旨の浸透をはかり、世界遺産保護に対する市民的な機運と理解を深める契機にしてもらいたい。	ありがとうございます。条例制定にむけて機運醸成と理解を深める取り組みを積極的に取り組みます。追加登録については、今後の検討課題となります。
122	50年後・100年後へと具体性をもって掲げられた新景観政策の方向性が15年足らずで変わろうとしている。京都が未永く京都であるための政策への転換はラストチャンスと考えます。	私たちも同様の危機感を覚えております。京都が京都でありつづけるために重要な節目と考えて、今回の条例提案を準備しました。
123	文化財の専門家の意見を尊重してほしい。	文化財の専門家の意見を尊重して取り組みを進めます。
<b>6 参考意見</b>		回答
124	京都市への要望として観光道路の電柱を撤去してほしい	いずれも重要な課題と認識しております。ご意見を参考に、引き続き、住民の皆さんと力を合わせて取り組みます。
125	市バスの改善が必要。本数を増やしてほしい。8時台に3回乗りすごす日も。処遇改善でバス運転手確保を。	
126	60mへの高さ規制は問題がある。	
127	歴史ある小学校がつぶされている、早く手を打たないといけない。	